

## 会員規約

### 第1条 総則

この「会員規約」（以下「本規約」という。）は、「品川区スタートアップ・エコシステム」（以下「本エコシステム」という。）の会員に対し、本エコシステムにおける活動にあたり遵守する必要がある規則を定めるものである。

### 第2条 目的

本エコシステムは、新たな試みにチャレンジするスタートアップと地域産業の双方が共創を通じて、成長を実現することを促進可能な環境の形成及びその取組の支援を目的とする。

### 第3条 取組

本エコシステムは、第2条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) 品川区におけるスタートアップ・エコシステムの形成促進。
- (2) 本エコシステムにおけるスタートアップの創出や成長促進。
- (3) 本エコシステムにおけるチャレンジや共創の促進。
- (4) その他本エコシステムの目的を達成するために必要な取組。

### 第4条 事務局

品川区は本エコシステムの事務を行うため、事務局を設置する。

2 品川区は事務局業務を委託できる。委託を受けた事業者は、本規約に定める全ての規定の遂行に関して、品川区の代行者としての権限を有するものとする。

### 第5条 会員

本エコシステムにおける会員種別は、「スタートアップ会員」「パートナー会員」「メンター会員」「応援会員」とする。

- 2 各会員種別の詳細情報は、公式ウェブサイトへ掲載する。
- 3 会員は、第2条の目的に鑑み、積極的に本エコシステムの活動に参加するものとする。

### 第6条 入会

本エコシステムへ参加しようとする者（以下「申込者」という。）は、本規約の内容に同意したうえで申し込むものとする。

2 申込者はオンライン上の様式において、会員情報（※1）を提出する。

※1 会員情報は本エコシステムの利用状況を把握し、本エコシステムにおける施策を改善すること、及び会員への各種案内のために使用する。

## 第7条 参加費用

本エコシステムへの入会費用及び会員権の保持に係る費用は無料とする。ただし、本エコシステムにおけるイベント・セミナー等においては一部参加料（実費相当分）を徴収する有料催事も含まれる。

## 第8条 会員の義務

会員は、次の義務を負うものとする。

本エコシステムでの活動上、知り得た秘密情報を、本エコシステム外の第三者に開示、又は漏洩してはならない。なお、会員資格を喪失した後も同様とする。但し、事務局との協議により承認を受けた場合はこの限りではない。

## 第9条 禁止事項

会員は、本エコシステム活動を利用して以下の行為を行ってはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる行為。
- (2) 反社会的勢力の活動又はこれを助長する恐れがあると認められる行為。
- (3) 他の会員もしくはその他第三者に対する営利目的の利用（実費相当額の参加費を徴する場合は、営利目的とはみなさない。）や政治的・宗教的活動などに利用する行為。
- (4) 他の会員もしくはその他第三者の権利・利益を侵害する行為。
- (5) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (6) その他、事務局が不適切と判断する行為。

## 第10条 会員の資格喪失

会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 本エコシステムの目的に反する行為をした場合。
- (3) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合。
- (4) その他除名すべき正当な自由があると事務局が判断する場合。

## **第 11 条 免責事項**

本エコシステムの参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、品川区及び事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、品川区及び事務局は一切の責任を負わない。

## **第 12 条 エコシステムの解散**

品川区は、会員に事前通知をした上で、本エコシステムを解散することができる。その場合には、本エコシステムを解散する 1 か月前までに公式ウェブサイトにて告知することとする。

2 品川区は、本エコシステム解散の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

## **第 13 条 規約の変更**

品川区は必要に応じて本規約を変更できるものとし、会員はこれを承諾するものとする。

2 品川区は、本規約に変更がある場合には、その 1 か月前までに公式ウェブサイトにて告知し、周知期間の経過により有効となるものとする。

附則

2024 年 7 月 17 日 制定・施行